

山梨県立大学における他大学等が開設する連携開設科目を自ら開設したものとみなす場合の取扱規程

(令和3年2月26日制定 大学第2219号)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条の2、第27条の3及び第32条第6項の規定に基づき、他大学等が開設する連携開設科目を自ら開設したものとみなす場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表)

第2条 連携開設科目に係る次の事項を公表するものとする。

- (1) 授業科目、授業の方法及び内容並びに授業計画に関すること
- (2) 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関すること
- (3) その他

(単位の認定)

第3条 大学は、学生が他大学等において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 連携開設科目の履修により修得した単位については、山梨県立大学学則第27条第1項に定める60単位の算定には含めず、本学において修得した単位に含むこととする。

(卒業要件の上限単位数)

第4条 大学は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目の履修により修得したものとみなすものとする単位数の上限は30単位とする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。